

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

運営規程に定めるべき「従業員の員数」の考え方について（通知）

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和3年3月30日付け障発0330第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が通知されました。

これに伴い、運営規程に定めるべき従業員の員数については、本日以後、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、「運営規程に定めるべき「従業員の員数」の考え方について（通知）」（平成30年4月11日付け障第74号岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知）は本通知をもって廃止します。

記

1 改正の概要

従業員の員数について、実数ではなく、「〇名以上」という記載も認めるもの。

2 改正後の運営規程に定めるべき「従業員の員数」

(1) 考え方

運営規程に定める従業員の員数は、「各事業所等に配置すべき職種ごとの定数」とする。

(2) 留意事項

- 各サービスの人員配置基準に定められている数を下回る数とはしないこと。
- 管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員が未配置となる場合は、事業所等の運営に非常に大きな影響があるため、上記の考え方ではなく、未配置となった時点で運営規程を改定すること。
- 実人員との乖離が大きい場合は、随時、定数の見直しを図り、必要に応じて運営規程を

改定すること。

- ・人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載して差し支えない。（常勤、非常勤の別は、記載を要しない。）
- ・従前のおり「〇人」と記載することも差し支えない。
- ・実人員に変更がない場合においても、最低でも1年に1回は定数の見直しを図ること。（見直しを図る時期は、各事業所等で任意に定めてよい。）

(3) 報酬算定等について

- ・報酬の算定にあたっては、各事業所等の責任において、算定要件を満たしているかを常に確認していただいたうえで適切に行うこと。（実地指導や監査等において算定要件を満たしていないことが確認された場合は、報酬返還や過誤調整の必要が生じる場合があります。）

(4) その他

- ・重要事項説明書を利用申込者に対して交付する際は、「従業員の勤務体制」として、当該書類を作成時点での実人員又は「〇人以上」と記載すること。なお、「運営規程の概要」として運営規程に定める従業員の員数も併せて記載すること。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	田 中
電 話	058-272-1111 内 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		